

厚岸町規則第19号

厚岸町移住体験住宅貸付規則をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町移住体験住宅貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、厚岸町（以下「町」という。）への移住を検討している者に、町での生活体験ができる厚岸町移住体験住宅（以下「移住体験住宅」という。）を貸し付けることにより、町への移住の促進を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「移住体験住宅」とは、日常生活を営むための家具、電化製品等を備え、手軽に町内での移住体験ができる住宅をいう。

(名称、位置等)

第3条 移住体験住宅の名称、位置等は、別表第1のとおりとする。

(管理者)

第4条 町長は、建設課長を移住体験住宅の管理者として指定するものとする。

(賃借人の資格)

第5条 移住体験住宅を借り受けできる者は、次の各号の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 町への移住を検討していること。
- (2) 移住体験住宅の貸付料の支払能力があること。
- (3) 転勤又は婚姻により移住する者でないこと。
- (4) 厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年厚岸町条例第25号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める要件を満たすこと。

(貸付申請)

第6条 移住体験住宅を借り受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、貸付期間開始希望日の14日前までに厚岸町移住体験住宅貸付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（定期賃貸借契約）

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは当該申請者（以下「賃借人」という。）と厚岸町移住体験住宅定期賃貸借契約書（別記様式第2号。以下「契約書」という。）により定期賃貸借契約を締結し、不適当と認めるときは厚岸町移住体験住宅貸付不承諾通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の定期賃貸借契約は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条第1項の規定による建物の賃貸借とするものとする。

3 町長は、第1項の定期賃貸借契約の締結前に、あらかじめ賃借人に対し、厚岸町移住体験住宅定期賃貸借契約についての説明書（別記様式第4号）を交付し、法第38条第2項の規定による説明を行うものとする。

（貸付期間）

第8条 移住体験住宅の定期賃貸借契約による貸付期間は、2週間以上2箇月以内とし、前条第1項に規定する契約書において定める。

2 賃借人は、前項の貸付期間を延長することができない。

3 貸付期間の初日及び末日は、厚岸町の休日を定める条例（平成3年厚岸町条例第28号）第1条第1項に規定する休日以外の日とする。

4 法第38条第5項前段に規定する場合又はその他町長が必要と認める場合において、賃借人が建物の解約を申し入れたときは、町長は、同項後段に規定する期間を短縮することができる。

（貸付料）

第9条 賃借人は、別表第2により算定した額の貸付料を前納しなければならない。

2 前項の貸付料には、電気料、水道料、ガス代、灯油代、放送受信料及びインターネット接続料を含むものとする。

3 寝具及び日常生活に係る消耗品に要する経費は、賃借人の負担とする。

4 第1項本文の規定により納付された貸付料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災、賃借人又は親族の疾病その他賃借人の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した貸付料から貸付済期間分の貸付料を差し引いた差額の100分の100

(2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した貸付料から貸付期間分の貸付料を差し引いた差額の100分の100

5 賃借人は、貸付料の還付を受けようとするときは、厚岸町移住体験住宅貸付料還付申請書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

6 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付料の還付の可否を決定し、厚岸町移住体験住宅貸付料還付決定(却下)通知書(別記様式第6号)により賃借人に通知するものとする。

(貸付料の減免)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付料を減額し、又は免除することができる。

(1) 移住のための土地、住宅等を探している場合

(2) 移住のための住宅を建築中又は建築準備中の場合

(3) 移住のための仕事を探している場合

(4) その他町長が必要と認める場合

(明渡し)

第11条 定期賃貸借契約の終了又は解除により移住体験住宅を明け渡す場合において、賃借人は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、移住体験住宅を原状回復しなければならない。

2 前項の場合において、賃借人は、明渡しの日時を事前に町長に連絡しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による原状回復の内容及び方法について賃借人と協議するものとする。

(立入検査)

第12条 町長は、移住体験住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他移住体験住宅の管理上特に必要があるときは、賃借人の承諾がなくても移住体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 賃借人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入を拒否することはできない。

(損害賠償)

第13条 賃借人は、移住体験住宅、付属設備及び備品の全部又は一部がき損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

2 賃借人の借用により生じた軽微な修繕に係る費用については、賃借人がその全て

を負担するものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(厚岸町地域おこし協力隊員用住宅貸与規則の一部改正)

2 厚岸町地域おこし協力隊員用住宅貸与規則（平成28年厚岸町規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表中

1	住の江2丁目 1番地	TKS-1号	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
2	住の江2丁目 1番地	TKS-2号	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
3	住の江2丁目 1番地	TKS-3号	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
4	住の江2丁目 1番地	TKS-4号	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
5	住の江2丁目 1番地	TKS-5号	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
6	住の江2丁目 1番地	TKS-6号	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
7	上尾幌2番地	TKK-1号	平10	木造平屋建	3 L D K	1	1戸建
8	上尾幌2番地	TKK-3号	平10	木造平屋建	3 L D K	1	1戸建

を

1	住の江2丁目 1番地	TKS-3号	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
---	---------------	--------	-----	--------------	-------	---	-----

2	住の江2丁目 1番地	TKS-4号	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
3	住の江2丁目 1番地	TKS-5号	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
4	住の江2丁目 1番地	TKS-6号	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
5	上尾幌2番地	TKK-1号	平10	木造平屋建	3 L D K	1	1戸建
6	上尾幌2番地	TKK-3号	平10	木造平屋建	3 L D K	1	1戸建

に

改める。

別表第1 (第3条関係)

番号	名称	位置	建築 年度	構造	室構成	戸数	備考
1	移住体験 住宅1号	住の江2丁目 1番地	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建
2	移住体験 住宅2号	住の江2丁目 1番地	昭46	ブロック造 平屋建	2 L K	1	1戸建

別表第2 (第9条関係)

区分	貸付料
夏期 (5月～9月)	1,500円/日 (1泊2日)
冬期 (10月～4月)	2,000円/日 (1泊2日)

厚岸町移住体験住宅貸付申請書

年 月 日

厚岸町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

厚岸町移住体験住宅を借用したいので、次のとおり貸付けを申請します。

記

希望貸付期間	年 月 日から		年 月 日まで	
希望貸付住宅				
区分	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 2回目以上（ 回目）			
車の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
利用目的	<input type="checkbox"/> 厚岸町への移住を検討している <input type="checkbox"/> 厚岸町へ移住するための土地、住宅等を探している <input type="checkbox"/> 厚岸町へ移住するための住宅を建築中又は建築準備中である <input type="checkbox"/> 厚岸町へ移住するための仕事を探している <input type="checkbox"/> その他（ ）			
入居予定者	氏名	性別	生年月日	申請者との関係
				本人
誓約事項 <input type="checkbox"/> 厚岸町移住体験住宅貸付申請書の記載内容については、事実と相違ありません。 <input type="checkbox"/> 入居予定者は厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者ではありません。				

※申請書に入居予定者全員分の本人確認できる書類を添付してください。

※個人情報については、厚岸町個人情報保護条例に基づき、移住体験住宅の貸付及び厚岸町への移住・定住に関する情報提供のために利用します。

厚岸町移住体験住宅定期賃貸借契約書

（契約の締結）

第1条 貸主 厚岸町（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、第2条に規定する移住体験住宅について、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、甲が所有する次に掲げる移住体験住宅（以下「住宅」という。）とする。

名称	移住体験住宅 号
所在地	厚岸町
建設年	年
構造	
面積	m ²

（定期賃貸借の期間）

第3条 定期賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、2週間以上2箇月以内とし、次に掲げるとおりとする。

始期 年 月 日から

終期 年 月 日まで（ 日間）

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。

（居住）

第4条 住宅には、次に掲げる者が居住する。

	氏名	性別	生年月日	申請者との関係
1				
2				
3				
4				

（貸付料）

第5条 住宅の貸付料は、 円とする。

2 乙は、前項の貸付料を住宅の入居前に納付しなければならない。

3 第1項の貸付料には、電気料、水道料、ガス代、灯油代、放送受信料及びインターネット接続料を含むものとする。

4 寝具及び日常生活に係る消耗品等に要する費用は、乙の負担とする。

5 第2項の規定により納付された貸付料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げ

る場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災、賃借人又は親族の疾病その他賃借人の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した貸付料から貸付済期間分の貸付料を差し引いた差額の100分の100

(2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した貸付料から貸付済期間分の貸付料を差し引いた差額の100分の100
(維持管理)

第6条 乙は、借り受けた住宅を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、住宅、附属設備又は備品の全部又は一部がき損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、故意又は過失により住宅、附属設備又は備品をき損、汚損し、又は滅失したときは、甲乙協議の上、その損害の範囲及び金額を決定し、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

4 乙の借用により生じた軽微な修繕に係る費用については、乙がその全てを負担するものとする。

(乙の遵守事項)

第7条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 外出時又は就寝時には必ず施錠する等住宅を善良に管理すること。

(2) 住宅の鍵を紛失したときは、直ちに甲にその旨を報告すること。

(3) 火気の取扱い及び水道の凍結に注意すること。

(4) 住宅の備品及び什器類等を適切に取り扱うこと。

(5) 住宅周辺の除草、除雪及び清掃を適宜行い、住環境の整備をすること。

(6) ごみは決められたルールに従い適切に排出すること。

(7) 住宅の賃貸借期間が終了したときは、清掃を行うとともに、直ちに住宅の鍵を甲に返却すること。

(8) その他住宅の借用に関し甲が必要と認める事項。

(制限される行為)

第8条 乙は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第4条に掲げる者以外の者を同居させること。

(2) 住宅の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸すること。

(3) 住宅の増改築若しくは模様替え又は敷地内に工作物の設置を行うこと。

(4) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をすること。

(5) 開業、興業、展示会その他これらに類する行為をすること。

(6) 文書、図画、その他の物を貼付又は配布すること。

(7) 政治活動及び宗教の普及、勧誘その他これらに類する行為をすること。

(8) 周辺住民に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為をすること。

(9) 住宅内外において、犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)による介助犬、盲導犬及び聴導犬は除く。)、猫その他鳴き声若しくは臭気を発し、他人が畏怖する外貌を有し、又は他人に危害を加えるおそれのある動物を飼育すること。

(10) 喫煙すること。

(11) その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第10条 乙は、本契約が終了又は解除された場合にあつては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は前項前段の明渡しをするときには、明渡し日時を事前に甲に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入検査)

第11条 甲は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、乙の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

(事故免責)

第12条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は敷地内で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第13条 甲及び乙は、本契約書及び厚岸町移住体験住宅貸付規則等に定めがない事項並びに本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約書2通を作成し、甲乙それぞれその1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲) 住所 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
氏名 厚岸町長 ⑩

借主(乙) 住所
氏名 ⑩

厚岸町移住体験住宅貸付不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のあった厚岸町移住体験住宅の貸付けについて、次のとおり不承諾を決定しましたので通知します。

記

貸付期間	年 月 日から	年 月 日まで
貸付住宅		
不承諾の理由		

【教示】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟においては厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第4号（第7条関係）

厚岸町移住体験住宅定期賃貸借契約についての説明書

年 月 日

貸主 住所 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
氏名 厚岸町長 ⑩

移住体験住宅（以下「住宅」という。）について定期賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

住宅	名称	移住体験住宅 号		
	所在地	厚岸町		
契約期間	始期	年 月 日から	日間	
	終期	年 月 日まで		

上記住宅について、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

借主 住所
氏名

厚岸町移住体験住宅貸付料還付申請書

年 月 日

厚岸町長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

厚岸町移住体験住宅の貸付料について、次のとおり還付を申請します。

記

還付申請期間	年 月 日から		年 月 日まで	
貸付住宅				
還付申請理由				
振込先	金融機関名		本店 支店	
	口座番号	普通・当座		
	(フリガナ)			
	口座名義	-----		

厚岸町移住体験住宅貸付料還付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のあった厚岸町移住体験住宅の貸付料の還付について、次のとおり決定（却下）しましたので、通知します。

記

還付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
還付却下期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付住宅	
還付貸付料	円
却下理由	

【教示】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟においては厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。